

情報通信技術利活用事業費補助金による事業の実施状況について(総務大臣宛て)

導入したシステムの全部又は一部が休止・遊休化等している事業に係る	国庫補助金交付額(1)(支出) 9972万円
導入したシステムの利用が低調となっている事業に係る	国庫補助金交付額(2)(支出) 7916万円
クラウドを活用して導入したシステムについて、情報セキュリティ対策が適切でない事業に係る	
国庫補助金交付額(3)(支出) 4億2257万円	(1)から(3)までの純計(支出) 5億1205万円

1 情報通信技術利活用事業費補助金による事業の概要等

(1) 情報通信技術利活用事業費補助金による事業の概要

総務省は、情報通信技術(ICT)の一層の利活用により、地域の活性化に資する事業等を実施する市町村等に対して、情報通信技術利活用事業費補助金を交付している。この補助金の交付対象事業は、情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱(要綱)等によれば、ICTまち・ひと・しごと創生推進事業、ふるさとテレワーク推進事業、地域IoT実装推進事業、データ利活用型スマートシティ推進事業(これらを「本件補助事業」)等とされており、事業主体は、本件補助事業において、情報通信端末を導入したり、システムを構築したりなどして事業を実施している(本件補助事業で導入された情報通信端末や構築されたシステムを「導入システム」)。

(2) 事業主体における情報セキュリティ対策

本件補助事業を実施するに当たっては、個人情報等の重要情報等を取り扱うことがある。そして、地方公共団体は、個人情報等の重要情報等の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律等(法)の趣旨に基づき、組織内の情報セキュリティを確保するための対策等を包括的に定めた文書(情報セキュリティポリシー)等を定めて、これを遵守することなどにより、法の趣旨に沿った情報セキュリティ対策を講ずることにしている。

2 本院の検査結果

(1) 導入システムの利用状況等

事業完了後1年以上経過し、導入システムの運用状況等について記載した運用状況及び収益状況報告書(運用状況等報告書)が提出されている53補助事業について、導入システムの利用状況等をみたところ、次のとおり補助事業の効果が十分に発現していない事態が見受けられた。

ア 導入システムの全部又は一部が休止・遊休化等しているもの

導入システムの運用体制を維持できなかったり、情報通信端末が故障したりしていたことなどから、導入システムの全部又は一部が、完成した当初又は事業の途中から休止・遊休化等しているものが5補助事業(補助金交付額計9972万円)あった。

イ 導入システムの利用が低調となっているもの

導入システムの利用について、定量的な数値目標を設定していた補助事業については設定された利用者数等の数値目標に対する実際の利用者数等の割合を、また、定量的な数値目標を設定していなかった補助事業については導入システムの実際の利用者数等を、それぞれみたところ、その割合が5%以下であったり、実際の利用者がほとんどいなかつたりなどとしていて、利用が低調となっているものが6補助事業(補助金交付額計7916万円)あった。

ウ ニーズ調査の実施状況等

アの5補助事業及びイの6補助事業を合わせた計11補助事業について、事業主体におけるニーズ調査の実施状況等をみたところ、次のとおりとなっていた。

(ア) ニーズ調査の実施状況

6補助事業において、具体的なニーズ調査が十分に行われておらず、導入システムについての利用の意向等のニーズが十分に把握されていなかった。また、ニーズ調査は、事業期間中

又は必要に応じて事業完了後においても定期的に行うことによって、システム等の改善点を見いだし、システムを改修するなどして、事業の効果的な実施等に資するものであるが、これらの事業主体はこれを十分に実施しておらず、ニーズ調査を基にした事業の効果を発現させるための方策を十分に執っていなかった。

(イ) 導入システムの利用状況の把握の状況

9補助事業において、導入システムの利用について定量的な数値目標が設定されていなかつたことから、事業主体は定量的な達成目標(事業目標)の達成に向けた導入システムの利用状況を把握しておらず、事業目標の達成に向けた事態の改善の取組を十分に行っていなかった。

(ウ) 運用状況等報告書における報告等の状況

運用状況等報告書の提出を受けた同省は、導入システムの利用状況等について確認し、必要に応じて事業主体に指導・助言を行うこととしていたが、8補助事業については、導入システムが休止等している事態を報告していないなどとしていて、同省において、導入システムの利用状況等の的確な把握が困難となっていて、必要な指導・助言が行われていなかった。

(2) クラウドを活用した導入システムについて、情報セキュリティ対策が適切でない事態

62補助事業のうち、クラウドを活用した導入システムに係る運用保守等を外部委託するなどしている地方公共団体である37事業主体の情報セキュリティポリシー等における情報セキュリティ対策をみたところ、いずれの地方公共団体においても情報システムについて外部委託する場合には、個人情報等の重要な情報等の目的外利用の禁止や事業完了後の返還、廃棄等の情報セキュリティ対策上必要な事項について委託契約等において規定することとしていた。

しかし、このうち20市町村の20補助事業(補助金交付額計4億2257万円)において、契約等において、情報セキュリティ対策上必要な事項について取決めをしていないなどとしていて、法等の趣旨に基づき定められた上記の情報セキュリティポリシー等が遵守されておらず、保有する個人情報等の重要な情報等が保護されないおそれのある状況となっていた。

3 本院が要求する改善の処置

同省において、導入システムの利用が低調となっているなど、補助事業の効果が十分に発現していない事業について、その効果が十分に発現するよう、また、情報セキュリティ対策が適切に講じられるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 事業主体に対して次のような処置を講ずること

(ア) 導入システムの利用が低調であることなどのため、補助事業の効果が十分に発現していない事業主体に対して、具体的なニーズ調査を実施させたり、導入システムの利用状況を的確に把握できるような適切な事業目標を設定させ、それに対する実績を把握させたり、事業の現状及び今後の改善計画を速やかに同省に報告させたりすること。また、これらの処置が実効あるものとするために、必要に応じて同省が指導・助言を行うこと

(イ) 情報セキュリティ対策が適切に講じられていない地方公共団体である事業主体に対して、クラウドを活用した導入システムの運用について、法の趣旨に沿って、地方公共団体が自ら定める情報セキュリティポリシー等に基づいて適切な情報セキュリティ対策を講じさせること

イ 今後実施する本件補助事業については、構築するシステム等に対する利用の意向等の具体的なニーズ調査を実施すること、事業実施年度及びその後5年間の導入システムの利用状況を的確に把握できるような適切な事業目標を設定し、その目標に対する実績を把握すること並びに事業目標に対する運用状況等報告書における報告内容等を同省が明確に示した上で、これに基づき報告することを実施要領等において定めることとともに、同省が必要に応じて指導・助言を行うこととすること。また、クラウドを活用するシステムの運用を含め、法の趣旨に沿って、地方公共団体が自ら定める情報セキュリティポリシー等に基づいて適切な情報セキュリティ対策を講ずることの重要性について、実施要領等において、地方公共団体に対して周知すること